

## ■市・県民税(住民税)の申告

税されますので、相続人などへ納付をお願いします

### 申告に必要なもの

- ◆申告が必要な人
  - 平成18年1月1日現在市内在住で、次のいずれかにあてはまる人
  - (1)営業・農業・そのほかの事業所得がある人(所得税の申告を行う人は、市・県民税の申告は必要ありません)
  - (2)事業主から市へ、給与支払報告書が未提出の人(日雇い・パートなどの人は、事業主に確認してください)
  - (3)配当・譲渡・大工・左官・地代・家賃などによる収入がある人
  - (4)給与以外にも、農業や不動産などによる収入がある人

### ご注意

申告期限終盤は会場が大変混雑しますので、お早めに済ませてください。  
また、申告会場では、職員の指導(アドバイスを受けながら、自分で申告書を作成し提出していただきますので、収入の分かるものや経費となるものなどをあらかじめまとめていただき申告会場へお越しください。

## ■所得税の還付申告を受け付けます

(増改築等の場)  
・上記以外に建築確認通知書(写し)、検査済証(写し)、増改築等工事証明書

- 給与所得者や年金受給者で確定申告によって平成17年分の所得税が還付される人を対象に、確定申告期間の前に受け付けを行います。
- (1)住宅借入金等特別控除を受けようとする人(平成17年中に住宅ローン等を利用してマイホームを新築・購入・増改築等をした人)
    - ①午前10時～正午
    - ②午後1時～3時30分
    - ③午後2時30分～4時
  - (2)年金受給者
    - と き 2月6日(月)・13日(月)・14日(火)
    - と き 2月6日(月)・13日(月)・14日(火)
    - と き 2月6日(月)・13日(月)・14日(火)
  - (3)営業等・農業・不動産所得がある人:
    - ①午前10時～正午
    - ②午後1時30分～3時30分
    - ③午後2時30分～4時
  - (4)大工・左官・縫製などの人:賃金支払明細書(必ず発行してもらつてください)
  - (5)小規模企業共済等掛金領収書

### 問い合わせ

問合せ  
関税務署 個人課税  
市役所税務課市民税係  
申告受付会場(直通)

0575・22・22337  
25・2111(内線213・214)  
5851

- ◆申告が必要ない人
  - (1)平成17年分所得税の確定申告を行う人
  - (2)勤務先から市へ給与支払報告書の提出があつた人で、給与所得以外の所得がない人
  - (3)平成18年1月1日以前に亡くなつた人(1月2日以後に亡くなつた人は課
- (4)事業の経費を証する領収書
- (3)医療費の領収書
- (2)小規模企業共済等掛金領収書
- (1)生命保険料・個人年金保険料・損害保険料の控除証明書

**[注意事項]**  
・申告期限終盤は会場が大変混雑しますので、お早めに済ませてください。  
また、申告会場では、職員の指導(アドバイスを受けながら、自分で申告書を作成し提出していただきますので、収入の分かるものや経費となるものなどをあらかじめまとめていただき申告会場へお越しください。

- 注意: 家屋と敷地を併せて取得した場合は、右記以外に**
- ・印鑑、申告者の口座番号の分かるもの
  - ・筆記用具、計算用具
  - ・その他控除を受けるための書類
  - ・印鑑、申告者の口座番号の分かるもの
  - ・筆記用具、計算用具
  - ・会場には複写機がありませんので、必要な書類は、事前に複写を願います。